

「毒物及び劇物取締法等」の法改正に伴う原稿

(2020年6月2日更新)

「毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令、毒物及び劇物取締法施行規則」が法改正され、令和2年4月1日より施行されました。

法改正に伴い、本書の内容が大幅に変更となりましたので、新しい原稿を下記に掲載いたします。

書籍本文の内容よりこの原稿の内容が正しくなりましたので、必ずご覧になりこの原稿での学習をお願いいたします。

読者の皆様および関係者の方々にご不便をかけたことを深くお詫び申し上げます。

技術評論社 書籍編集部

以下の赤字の部分で法改正により、変更になったところです。

p.23

1-3 営業の登録・登録基準・登録事項

1. 営業の登録

重要度 ★★★

(1) 営業の登録

毒物または劇物の製造業、輸入業または販売業の登録は、都道府県知事が行います。また、製造業または輸入業の登録の更新は5年ごとに、販売業は6年ごとに行います。

●第4条

毒物または劇物の製造業、輸入業または販売業の登録は、製造所、営業所または店舗ごとに、その製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事が行います。

2 毒物または劇物の製造業、輸入業または販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければなりません。

3 製造業または輸入業の登録は、5年ごとに、販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失います。

※第3項を削除して、第4項を第3項に変更

▼営業登録手続き

種別	申請先	登録先	更新
製造業、輸入業	所在地の都道府県知事	所在地の都道府県知事	5年
販売業			6年

p.27

●第5条

都道府県知事は、毒物または劇物の製造業、輸入業または販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、またはその者が第19条第2項もしくは第4項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものであるときは、第4条第1項の登録をしてはいけません。

p.28

●第6条

第4条第1項の登録は、次に掲げる事項について行います。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業または輸入業の登録にあっては、製造し、または輸入しようとする毒物または劇物の品目
- 三 製造所、営業所または店舗の所在地

p.29

ポイント

- ・ 製造業、輸入業、販売業の登録は都道府県知事が行います。
- ・ 登録の更新は、製造業・輸入業は5年、販売業は6年です。

p.30

1. 毒物劇物取扱責任者

重要度 ★★★

(1) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物営業者は、保健衛生上の危害の防止のため専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。届出は、毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者または販売業者）では都道府県知事に 30 日以内に届け出をしなければいけません。

● 第 7 条

毒物劇物営業者は、毒物または劇物を直接に取り扱う製造所、営業所または店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物または劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所または店舗については、この限りではありません。

2 毒物劇物営業者が毒物もしくは劇物の製造業、輸入業もしくは販売業のうち 2 以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所もしくは店舗が互に隣接しているとき、または同一店舗において毒物もしくは劇物の販売業を 2 以上併せて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて 1 人で足りません。

3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30 日以内に、その製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければなりません。

毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とします。

▼ 毒物劇物取扱責任者を置いたときの届出先

種別	届出先	期間
毒物劇物営業者 (製造業者、輸入業者、販売業者)	所在地の都道府県知事	30 日以内

p.33

●第10条

毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日以内に、その製造所、営業所、または店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければなりません。

p.34

▼登録の変更届出先

種別	届出先	期間
毒物劇物営業者 (製造業者、輸入業者、販売業者)	所在地の都道府県知事	30日以内

2 特定毒物研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

- 一 氏名または住所を変更したとき。
- 二 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
- 三 当該研究を廃止したとき。

p.39

解答と解説

問題 4

書籍の表記

c と d は正しい記述です。

a は誤った記述です。製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が行います。

b は誤った記述です。毒物または劇物の販売業の登録は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が行います。 **【解答】 3**

2020 年改正

c と d は正しい記述です。

a は正しい記述です。毒物または劇物の製造業、輸入業または販売業の登録は、製造所、営業所または店舗ごとに、その製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事が行います（法第 4 条第 1 項）。

b は誤った記述です。毒物または劇物の販売業の登録は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が行います。

a、c、d が正しい記述となりますので、該当する解答の組み合わせはありません。

【解答】 解なし

p.48

● **第 17 条 ※第 16 条の 2 から第 17 条に変更**

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物もしくは劇物または第 11 条第 2 項の政令で定める物（p. 45 の※1）が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、または地下に染み込んだ場合において、不特定または多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければなりません。

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物または劇物が盗難にあい、または紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければなりません。

p.49

1-10 立入検査等

1. 立入検査等

重要度 ★★★

都道府県知事に対し、この法律を実施するにあたって必要な調査、監督の権限を与えたものです。

● 第18条 ※第17条を第18条に変更

都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物業者もしくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、または薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物もしくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、もしくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第11条第2項の政令で定める物もしくはその疑いのある物を収去させることができます。

- 2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称します。
- 3 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければなりません。
- 4 第1項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。

※旧第17条第1項が削除になります。したがって第2項が1項となり順にズレます。

p.50

1-11 登録の失効

1. 登録が失効した場合等の措置

重要度 ★☆☆

営業の登録もしくは特定毒物研究者の許可が失効した場合、都道府県知事に届出をします。

● 第21条

毒物劇物営業者、特定毒物研究者または特定毒物使用者は、その営業の登録もしくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、または特定毒物使用者でなくなったときは、15日以内に、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければなりません。

- 2 前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならないこととなった日から起算して50日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者または特定毒物使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、第3条の2第6項及び第7項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、同条第10項の規定を適用しない。

3、4（略）

ポイント

- ・ 毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）、特定毒物研究者または特定毒物使用者は都道府県知事に届け出ます。
- ・ 届出は登録失効の15日以内。特定毒物の譲渡は50日以内です。

p.51

1-12 業務上取扱者の届出

●第 22 条

政令で定める事業を行なう者であってその業務上シアン化ナトリウムまたは政令で定めるその他の毒物もしくは劇物を取り扱うもの（※1、※2）は、事業場ごとに、その業務上これらの毒物または劇物を取り扱うこととなった日から30日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

- 一 氏名または住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 シアン化ナトリウムまたは政令で定めるその他の毒物もしくは劇物のうち取り扱う毒物または劇物の品目
- 三 事業場の所在地
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

p.65

■問題 3

書籍の表記

a、d、e は正しい記述です。b の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、厚生労働大臣が行います（法第 4 条第 1 項）。

c の製造業又は輸入業の登録は、5 年ごとに、販売業の登録は、6 年ごとに、更新を受けます（法第 4 条第 4 項）。 **【解答】 3**

2020 年改正

a、d、e は正しい記述です。b の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、厚生労働大臣が行います（法第 4 条第 1 項）。

b は正しい記述です。「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事が行う。」（法第 4 条第 1 項）

c の製造業又は輸入業の登録は、5 年ごとに、販売業の登録は、6 年ごとに、更新を受けます（法第 4 条第 4 項）。

a、b、d、e が正しい記述となりますので、解答の組み合わせは 1 となります

【解答】 1

p.67

■問題 14

書籍の表記

b、c は正しい記述です。a は誤った記述です。「保健所、警察署に届け出るとともに」ではなく、「保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに」です。保健所、警察署、消防機関の3つの機関に届け出ます（法第16条の2）。d は、「毒物劇物取扱責任者の氏名と住所」ではなく、「毒物劇物取扱責任者の氏名」です。毒物劇物取扱責任者の氏名のみです（法第7条第3項）。 **【解答】 3**

2020 年改正

b、c は正しい記述です。a は誤った記述です。「保健所、警察署に届け出るとともに」ではなく、「保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに」です。保健所、警察署、消防機関の 3 つの機関に届け出ます（法第 16 条の 2）。

d は誤った記述です。毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30 日以内に、**その製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければなりません**。毒物劇物責任者を変更したときも、同様です（法第 7 条第 3 項）。

b、c は正しい記述ですので、解答の組み合わせは 3 です。

【解答】3

■問題 15

書籍の表記

法第 21 条：「毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなったときは、15 日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、特定毒物使用者にあつては、都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。」

【解答】①② ②③

2020 年改正

法第 21 条：「毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなったときは、15 日以内に、**毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に**、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に特定毒物使用者にあつては、都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。」

【解答】①② ②③